

J R 東海労幹関西地「申」第 21 号
2020 年 2 月 20 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急追加申し入れ

マスコミ報道によると、和歌山県が 2 月 18 日に、新たに新型コロナウイルスに感染していた 30 歳代の男性看護師が、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」で医療活動に今月 13 日から 15 日まで診察業務などに従事し、新幹線で新大阪まで戻ってきたと東海道新幹線を利用したことが発表されている。

また、2 月 18 日には、鳥飼車両所に到着した F8 編成が、「新型コロナウイルスの感染者が乗っていた」として、当日予定されていた検査作業（仕業検査）を中止した。当該編成は 19 日に営業列車として運行された。この F8 編成の事実関係に関して、組合側幹事から会社側幹事である関西支社人事科岡本係長に事実確認を行ったところ「知りません」「分かりません」という対応であった。

以前にも感染者のバスガイドや東京都内に住む 40 代の会社員が、2 月 10 日に新幹線を利用して愛知県に出張したとの報道もあり、公共交通機関である当社においては、社員が感染した場合の影響は大きいことは以前より指摘している。しかし、東海会社の対応、特に関西支社人事課岡本係長の対応はそのような最悪の状況を想定しているとは到底思えない。もっと危機感を持って感染予防に努めるべきである。

よって、以下の通り緊急に申し入れるので、団体交渉の場を設定すること。

記

1. F8 編成新型コロナウイルスの「感染者が乗っていた」のは事実なのか明らかにすること。
2. F8 編成新型コロナウイルスの感染者が乗っていたのが事実であれば、その事実を把握した経過並びに、どのように対応したのか経過を明らかにすること。

3. 検査作業を行わなかったF 8編成は、その後どのような対処をしたのか明らかにすること。
4. F 8編成コロナウイルスの感染者が乗っていたのが事実であれば、感染者が乗車していた列車に乗車していた乗務員並びに関連会社社員に、その事を告知したのか明らかにすること。また、会社の責任において早急に感染の可能性のある全社員並びに関連会社社員の検査を、感染拡大防止の観点から早急に行うこと。
5. F 8編成にコロナウイルスの感染者が乗っていたのが事実であれば、感染者が乗車していた列車時間・乗車区間・利用座席を報道各社に公開し、当該列車に乗車されていたお客様に周知すると共に、感染拡大防止の観点から経過観察等を行うこと。
6. 2月18日に東海道新幹線を利用したという30歳代の男性看護師の乗車列車・乗車区間・利用座席・駅構内の通行ルート等を明らかにすること。
7. ウイルスに感染していた男性看護師が、当日利用していたエリアで就業していた社員・関連会社の社員に接触の可能性について告知すると共に緊急のウイルス検査を、会社が責任において実施したのか明らかにされたい。
8. 車内業務で多くの不特定多数のお客様と接する機会が多い対面改札については、新型コロナウイルスのリスクが解消されるまでは、自由席改札を中止すること。
9. 社内感染拡大防止のために、管理者はマスクを着用すること。また、乗務点呼におけるマスク着用を許可すること。
10. 希望する妊産婦社員は自宅待機とすること。
11. 業務中に必要なマスクは、会社が責任を持って配布すること。

以上